



## 第1章 計画の目的、位置付け等

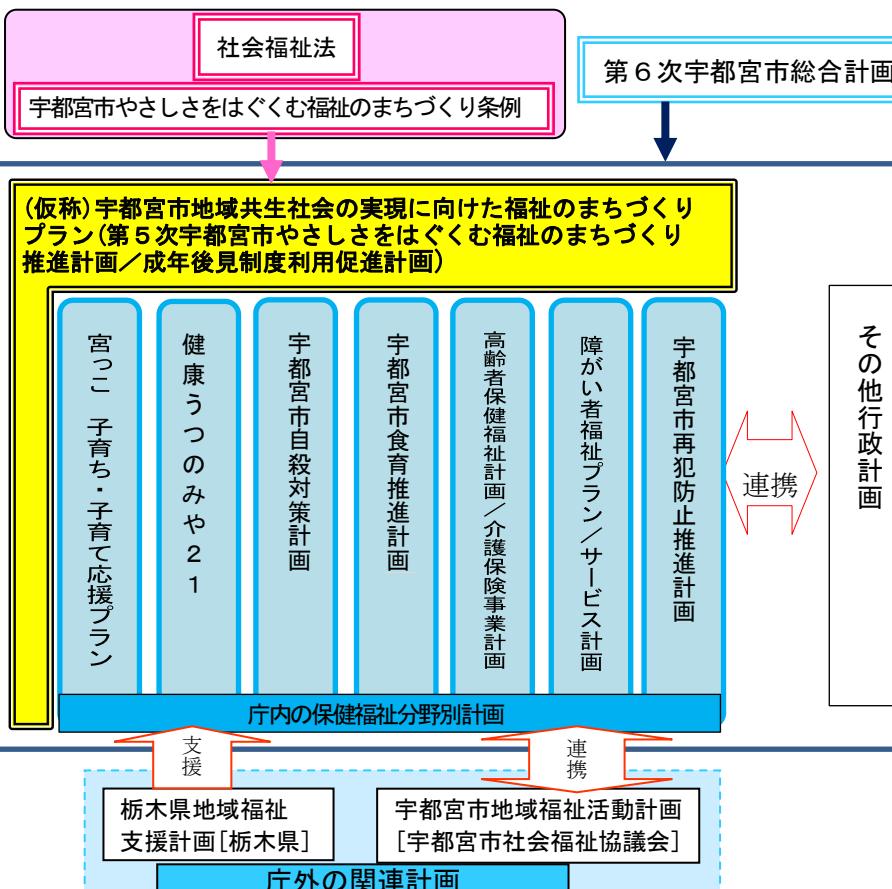
### 1 計画策定の目的

本市においては、少子高齢化の進行等により、単身高齢者や障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど地域から孤立しがちな市民が抱える問題は、複雑化・複合化してきている。

このため、すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域の多様な主体が、参画・協働しながら、複雑化・複合化した課題の早期発見・早期支援のための相談・支援体制整備や、地域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策と、生活環境整備やバリアフリー整備などのハード施策の両面から、一体的に福祉のまちづくりを推進するため、「(仮称)宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」を策定するもの

### 2 計画の位置付け

- 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
- 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第7条に規定する計画
- 第6次宇都宮市総合計画の分野別計画（健康・福祉・医療）
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、市町村が策定する成年後見制度利用促進計画



### 3 計画の期間

令和5年度～令和9年度の5年間

### 4 計画の特徴

- すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」を構築するため、「市民」「地域」「公共」のそれぞれの立場における「支え合い」による地域福祉の推進するもの
- 「地域福祉」という視点から、各計画に共通する理念と、各分野個別計画をつなぎ合わせ、取組の方向性を示し、施策を展開するもの
- 複雑化・複合化した福祉課題などの問題について、多機関との協働により、包括的な支援や地域づくり支援、参加支援を重層的に実施するための施策事業を推進するもの
- 包括的支援体制の整備と成年後見の利用促進を一体的に推進するため、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定するもの
- 地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会と緊密な連携・協働による地域福祉の推進を図るもの

## 第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題の整理

### 1 国の動向等

- 「社会福祉法」の改正（平成30年4月、令和4年2月）
  - ⇒地域福祉計画の策定を努力義務化し、各分野計画の上位に位置づけ
  - ⇒市町村が地域の複雑・複合化した課題に対する包括的支援体制を円滑に構築するための仕組みを創設
- 「成年後見制度の利用促進に関する法律」の公布（平成28年4月）
  - ⇒市町村に対し成年後見の利用促進に関する施策等に係る基本的な計画策定を努力義務化
- 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」制定（令和4年5月）
  - ⇒地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定・実施が定められる。

### 2 本市の現状

- 人口減少社会の到来
  - 【2022】518,865人⇒【2040】472,175人 ※ピーク【2017】520,197人
  - ※2025年頃には、人口ボリュームの大きい団塊の世代が後期高齢者の年齢に達することが見込まれる。
- 単身高齢者数の増加
  - 【2022】19,032人⇒【2040】28,660人
- 三障かい手帳所持者の増加
  - 【2017】22,754人⇒【2021（実績）】24,905人
- 複雑化・複合化した問題を抱えるケース数の増加（保健福祉拠点把握状況）
  - 【2019】702件⇒【2021】916件
- 要支援者の増加
  - 児童虐待受付件数：【2017】99件⇒【2021（実績）】212件
  - 生活困窮者自立相談支援事業新規相談受付件数：【2017】6,650世帯⇒【2021（実績）】6,689世帯
- 認知症の人の数が増加
  - 【2017】15,180人⇒【2021】18,153人
- 成年後見制度に関する初回相談件数が増加傾向
  - 【2019】137件⇒【2021】194件

### 4 第4次計画の評価

- 第4次計画の成果指標（市民・事業者アンケート調査結果）
 

市民活動に参加意欲のある市民	H29 実績：48.9%	R4 目標：75%	⇒ 実績：33.7%
情報提供に満足している市民	H29 実績：79.2%	R4 目標：85%	⇒ 実績：51.3%
市民活動に参加している市民	H29 実績：12.3%	R4 目標：15%	⇒ 実績：8.5%
- 主要36取組の進捗評価
 

A評価(達成率100%以上)	4取組	B評価(70%以上)	23取組	C評価(70%未満)	3取組
----------------	-----	------------	------	------------	-----

 感染症の影響を勘案して評価を実施した結果、全体として主要取組は概ね順調に進捗
  - しかしながら、各基本目標に係る成果指標については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限により、交流機会が減少したことや、感染症拡大に伴う情報需要が高まる中、従来の情報発信の手法が市民の情報取得手法と合致しなかったことなどの影響により、減少したものと考えられる。
  - 一部の取組については、感染症の影響が最小限となるよう、ICTを活用するなどして実施したところであり、今後も、感染症による状況の変化を踏まえ、地域福祉のさらなる推進に向けた取組を一層充実・強化していく必要がある。

### 5 市民・事業者アンケート調査結果

- 地域との「絆」や「つながり」を感じる人の主観的幸福感
  - 【感じる】高い（8点以上）69.5% 低い（8点未満）30.5%
  - 【感じない】高い（8点以上）37.2% 低い（8点未満）62.8%
- 地域の「絆」や「つながり」
  - 【感じる】37.4% 【感じない】31.1% 【わからない】30.1%
- 隣近所にしてほしい手助けの内容（上位2つ）
  - 【災害時の手助け】38.1% 【安否確認の声かけ】23.1%
- 隣近所に自分ができる手助けの内容（上位2つ）
  - 【災害時の手助け】51.1% 【安否確認の声かけ】44.8%
- 福祉のまちづくり条例の規定による整備基準への適合状況
  - 【対象外】46.3% 【適合】22.7% 【わからない】21.3%
  - 【未整備】7.1%
- 市民活動に参加しない理由（障がい者）
  - 【興味・関心がない】26.1% 【物理的バリア】19.7%
  - 【心理的バリア】12.1%
- 外出時の不便さを感じる場面（障がい者）
  - 【公共交通機関】41.1% 【障がいへの理解不足】34.1%
  - 【トイレ】26.7%

### 6 地域ブロック別市民意見交換会

#### 《地域での支え合いの必要性》

- コロナ禍で「集まる機会」やコミュニケーションが減っており、地域とのつながりの必要性を感じる／近所のかかわりが希薄化している。
- 高齢者、特にひとり暮らし高齢者がふえており、地域の支え合いが必要である。
- 留学生の視点に立つと、地域のつながりを感じられない。
- 《困りごとを抱える人への支援》
  - 自分から「助けて」と声を挙げる人が少ないため、ニーズの把握が困難
  - プライバシーの部分まで把握する事は難しい。
  - 自治会で見守り活動を実施している。
- 《市民活動への参加》
  - 若い世代への参加の呼びかけ（ポイント制、イベント開催など）
  - お付き合い程度の市民活動から始めることが大切（参加へのハードルを下げる）

### 7 課題の総括

#### ◆「絆」「つながり」への市民意識の醸成

- ⇒ 住民同士の支え合いや福祉への興味関心を高めるとともに、福祉の担い手を確保・育成するための意識醸成に向けた取組の充実やきっかけづくりが必要

#### ◆支え合いによる地域づくりの推進

- ⇒ 住民同士の支え合いを促進できるよう、支え合いの地域づくりへの支援が必要
- ⇒ 市民が市民活動に参加できるよう、参加への誘導策や機会の創出が必要

#### ◆市民が抱える複雑化・複合化した問題への対応

- ⇒ 高齢・障がい・貧困・子どもなど様々な分野において複雑化・複合化する市民の問題を早期に発見し、解消できるよう、市民に身近な場所で相談できる相談支援の充実が必要
- ⇒ 住み慣れた地域で安心して尊厳をもって暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進と権利擁護支援のニーズへのきめ細かな対応が必要

#### ◆ユニバーサルデザインの推進

- ⇒ 誰もが安全・快適に日常生活を送ることができるよう、継続的な公共的施設等のハード面のバリアフリーを推進するとともに、心のバリアフリーの充実が必要
- ⇒ 誰もがデジタル技術を活用できるよう、情報のバリアフリーの推進が必要

## 第3章 計画の基本理念

### 1 基本理念

#### 福祉都市宣言

### 2 目指す「福祉のまち」の姿

基本理念を具現化した本市が目指す福祉のまちの姿を、課題の総括を踏まえて設定

- 思いやりがあふれるまち
- 地域で支え合うまち
- 安心・快適に暮らせるまち

### 3 基本目標

目指す福祉のまちを実現するための3つの基本目標を設定

- 1 福祉のこころをはぐくむ人づくり
- 2 共に支え合う地域づくり
- 3 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

## 第4章 施策の方向と展開

### 1 施策体系

本計画では、「人づくり」「地域づくり」「福祉の基盤づくり」の3つの基本目標を柱に、基本施策・施策・取組の体系を組んでいます。

### 2 取組の全体像と主要取組

本計画では、全体で97の取組を計上しています。このうち、各施策を代表的するものや効果的なものなどの37事業を「重点取組」として位置付け、計画的に推進していきます。

重点取組は、計画期間内における毎年度の数値目標を明確にし、毎年度、推進組織で進行管理し、その他の取組についても各所管課において主体的に進行管理を行います。(数値目標がなじまない取組については、定性的な評価を行います。)

### 3 基本目標ごとの取組

右の施策体系では、基本目標・基本施策・施策ごとに、全取組のうちの重点取組と主な目標指標を示しています。

### 4 対象者ごとの取組

本計画では、福祉のまちづくりや地域福祉の推進に資する施策について、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉の分野を問わずに体系を組んでいます。なお、高齢者、障がい者、子どもに関する施策全体については、各分野で計画を策定しています。

